

旧統一教会の問題性と 不当寄附勧誘防止法等の実効性

阿部克臣（あべ・かつおみ）
弁護士

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の実態とその問題性を明らかにしつつ、被害者の救済に向けた新たな関連法のポイントとその実効性、今後の課題について考察する。

旧統一教会の問題性

昨年7月の安倍晋三元首相銃撃事件以後、旧統一教会によるこれまでの多くの被害が報道されるようになりました。多くの方が、旧統一教会は「反社会的団体」であるとの認識を持っていると思います。しかし、旧統一教会の一体何が問題なのか、何が違法なのかは正確に理解されていません。

問題性は数多く指摘できますが、本質的な問題は、憲法上保障された国民の「宗教の自由」を侵害することです。

旧統一教会が長年続けてきたやり方は、「正体隠した勧誘」と呼ばれるものです。典型的には、街頭で「人生の勉強をしませんか」「手相を見ます」などと言って、宗教とは全く無関係を装って声をかけます。巧みに悩みを聞き出し、家族や友人には言わないように口止めをした上で、カルチャーセンターのような施設に通わせたりセミナーに参加させたりして、知らない間に少しずつ教義を教え込んでいくのです。「原罪」（人が生まれながら持つてくる罪）や「先祖因縁」と

いった「恐怖」を強く植え付けていきます。実はここが旧統一教会で文鮮明がメシアだと明かすのは、教義を教え込み「恐怖」を植え付けた後なのです。明かされた時点で既に「恐怖」を脳裏に強く植え付けられていまずから、離脱は困難となつていきます。旧統一教会の教義は、救いを得るためには財物を全て神（旧統一教会）側に「復帰」しなければならぬというものですから、信者になった後は、「恐怖」から逃れるために自ずと多額の献金をしていくことになります。

「宗教の自由」というのは、信仰しない自由、どの宗教を信仰するかを決める自由も含みます。どの宗教を信仰するかというのは、その人の人生そのものを決めるに等しい極めて重要な決断です。宗教とは、「神」などの超自然的・超人的な存在を確信し崇拝する行為ですから、いったん信じてしまうと、外部からいかに論理的に批判しても離脱させることは困難となります。信仰するかどうかを決めるための情報を与えないまま、教義を教え込み「恐怖」を植え付けていき、いつの間にか隷属させ、金銭・労働力を収奪するものと

もに、家族との関係も断ち切り、加害者にしていく、このような「宗教の自由」を侵害するやり方が最大の問題です。その他にも、文鮮明等がマッチングした相手と結婚する合同結婚式など様々な問題があります。

旧統一教会の責任を認める民事裁判は既に30件以上積み上げられており、刑事事件においても信者個人・関連会社の責任が数多く認定されています。

不当寄附勧誘防止法のポイントとその実効性、今後の課題

① 不当寄附勧誘防止法の成立

昨年12月10日の臨時国会において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（略称「不当寄附勧誘防止法」。以下「新法」といいます）が成立しました。

新法は主に旧統一教会による高額献金被害を念頭に議論が行われ成立したものです。旧統一教会は、日本社会において過去30年以上にわたり様々な甚大な被害を

生じさせてきましたが、国は長年にわたり対応せず放置してきました。このたびの新法は、わずかな期間に国会で議論が行われ成立まで至ったものであり、被害抑止・救済に向けた取り組みの第一歩として評価できます。また、この新法が民事効のみならず行政措置や刑罰という効果まで与えられたという点は、特に被害抑止という点で大きな意味を持ち得るものです。

ただ、これはあくまで「第一歩」に過ぎません。被害救済の実効性という観点からみると以下のとおり新法には多くの課題があり、甚だ不十分なものと評価せざるを得ません。

(2) 規制対象

まず、新法で規制対象となるのは、法人又は代表者・管理人の定めがある社団・財団（いわば法人に準じた実体のある団体）による寄附勧誘だけであり（2条）、その他の団体や個人による寄附勧誘は対象とならず、入口から狭いものとなっています。

これでは、例えば、信者個人から寄附勧誘を受けたような場合は基本的に規制対象から外れることになってしまいます。

消費者庁の逐条解説では、形式的には個人による寄附勧誘であっても法人等による寄附勧誘と評価できる場合には本法の規制対象になり得るとされています（同3頁）。しかし、その立証責任は被害者側が負うことになり、そのハードルは低くはありません。

(3) 適用範囲

ア

次に新法の規制は適用範囲が狭すぎ、効果も十分ではありません。新法の規制は大きく4条から6条の三つがあります。順に説明します。

イ

①寄附の勧誘に関する禁止行為（4条）は、消費者契約法に準じた形で、不退去・退去妨害・靈感等による知見を用いた告知などの6類型について、取消し・行政措置・罰則という、三つの規制の中で最も強い効果を付与しています。

しかし、同条は旧統一教会被害にはほとんど適用の余地がありません。なぜなら、同条は、寄附勧誘に際し「困惑」したことが要件となっているところ、旧統一教会被害においては、信者は「困惑」して献金するのではなく、「正体隠した勧誘」による違法な伝道により信仰心を持たされた上で、その信仰心に基いた義務感や使命感などから自ら進んで献金する形を取る場合が多く、献金した時点で「困惑」していたと評価できるか疑問があるからです。

また、同条6号は靈感等による知見を用いた告知ですが、ここでは「重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げる」との要件が必要となっています。これは、例えば、地獄に落ちるといった「重大な不利益を回避」するためには、献金をするしかない、すなわち献金が必要不可欠である旨を告げるというものですが、そこまで露骨に告げる法人等は旧統一教会に限らず多くないと思われ、要件を充たす場面は

ウ

限られます。

②借入れ等による資金調達の要求の禁止（5条）は、法人等が、個人に対し、借入れや自宅・重要な事業用資産の処分による寄附資金の調達を要求してはならないというものです。

同条はあくまで「要求」を禁止するものであり、個人が自主的に借入れ等を行ったとの形を取れば容易に潜脱することが可能です。また、寄附資金の調達を要求してはならないというものであり、自宅・重要な事業用資産そのものの譲渡による寄附の要求も対象外となっています。

さらに、同条違反については行政措置と罰則はあるものの取消しがなく、効果としても不十分です。

エ

③配慮義務（3条）は、法人等が、個人に寄附を勧誘するにあたって、自由な意思を抑圧し適切な判断を困難にしたり（同条1号）、個人・家族の生活維持を困難にしたり（同条2号）、法人名を明かさなかったり寄附財産の用途を誤認させたりしないように（同条3号）、「十分に配慮」しなければならないというものです。

この規制自体はある程度広範なものであり、旧統一教会の被害を含めて様々な寄附勧誘に対して適用される余地があります。また、同条2号においては家族被害にも配慮されています。

ただ、同条はあくまで「配慮義務」であり「禁止行為」ではないため弱く、効果としても勧告等の行政措置に結

び付いているに過ぎません。しかも、勧告等の行政措置にはかなり厳しい要件が必要とされており、実際に勧告等が行われるケースは限定的であると考えられます。

同条も、4条や5条と同様に「禁止行為」とした上で、取消権を付与し、勧告等の行政措置の要件を緩和し、命令の行政措置の対象にもするなどして強い効果を付与すべきです。

(4) 家族被害の救済

新法では、家族被害の救済について民法の債権者代位権(同法423条以下)の特例により行うものとされています(新法10条)。

しかし、この規定は、要件として、i 家族が本人に対して扶養請求権等を有していること(被保全債権の存在)、ii 本人の無資力、iii 本人が新法上の取消権等を有していることなどが必要となり、厳し過ぎるため現実的にはほとんど適用の余地がありません。そればかりか、適用されたとしても取り戻せるのは家族の扶養請求権等の範囲内の金額(多くは月数万円レベルの金額と思われ)に過ぎず、高額献金自体を取り戻せるわけでもなく、家族被害の救済にはほとんど役立たないものとなっています。特に宗教2世などの未成年者がこの規定を使うにあたっては、多くの場合未成年後見制度・特別代理人制度なども併せて利用することが必要になり、そのために裁判所に申し立てをすることが必要になるため、現実的には使えないものとなっています。

消費者庁「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」でも家族による財産保全又は管理の制度を設けるべきとの指摘があったと報告されているように(令和4年10月17日付け同検討会「報告書」7頁)、家族被害を抜本的に救済し、かつ、被害者本人の保護を図っていくためには、家庭裁判所の監督の下で第三者が本人に代わって寄附を取り消し管理するような制度が必要だと思われま。

(5) 今後について

このように新法には被害救済の実効性という観点から多くの課題があります。その理由としては、そもそも審議期間が短すぎたということもありますが、立法過程において特に政府・与党が被害者の声を十分に聞くことができておらず、新法が想定する被害と現実の被害実態との間に乖離(かいり)が生じたということが大きいです。

新法の規定は施行後2年以内に改めて検討するとされています(附則5条)。今後は、被害者の声に十分に耳を傾けた上で、新法の規定を被害救済に役立つように適切に見直していくことが必要です。

改正消費者契約法のポイントとその実効性、今後の課題

昨年12月の臨時国会においては、消費者契約法も改正されました。ポイントは、靈感等による知見を用いた告知による取消権(同法4条3項6号)の改正と、取消権の行使期間の伸長です(同法7条1項)。

靈感等による知見を用いた告知による取消権は平成30年改正で導入されたものでしたが、要件が狭すぎるためこれまで実務ではほとんど使われることがありませんでした。そのため、要件を緩和して使いやすくするための改正が行われ、例えば「不安をあり」に「又は不安を抱えていることに乗じて」との文言が追加されるなどしました。

しかし、ここでも不当寄附勧誘防止法4条6号と同様に「重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げる」との要件が必要となっており、「必要不可欠である」を露骨に告げる法人等は多くないため、全体としてはむしろ改正前より厳しくなったといっても過言ではありません。

消費者契約法についても、被害救済に役立つように不当寄附勧誘防止法と併せて見直していくことが必要です。

宗教的虐待への対処

今回の新法や改正消費者契約法は、あくまで経済的被害の救済を図るものであり、宗教を背景とした様々な虐待(宗教的虐待)を規制するものではありません。

昨年末に厚生労働省は「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」を出しましたが、これだけでは不十分です。児童虐待防止法の改正あるいは第三者虐待防止法等の新たな立法により、宗教虐待の禁止を明記するとともに、組織的な宗教虐待へ対処するための国・自治体の権限明確化を図ることなどが必要です。